

営 業 補 償

趣 旨

今回の道路陥没事故に伴う工事により緊急的な交通規制を長期かつ大規模に行い、沿道の往来がなくなったことにより休業もしくは売上が減少し、または、取引業者から受注、納品などに支障をきたして売上が減少した事業者に対して、通常の工事に伴う補償の基準(*1)に準じて損失分を補償します。

対 象 者

事故発生時点（令和7年1月28日）で事業を営んでいた方で、前面道路が工事による交通規制の範囲内となった敷地に所在する事業所の代表者を対象とします。（範囲は5ページ）

なお、上記以外の方については、被害が生じている場合は、個別の相談に応じます。

対象期間

令和7年1月29日から埼玉県下水道事業管理者が別に定める日（現時点では県道54号松戸草加線の暫定2車線道路が完成し、共用が再開されるまでの間と想定しています。）までの間とします。

なお、前面道路の交通規制が上記期間内に解消された場合は、解消された日の前日が属する月末までの間とします（規制の解消は5ページを参照）。

区分と補償額

区 分	補償額の算定方法
営業補償	交通規制の影響を受けて、休業、営業時間の短縮、客数の減少等により、交通規制の前と比較して売上額が減少している場合は、事故前と事故後の売上総利益の差額に相当する額を補償します。
掛かり増し経費の補償	交通規制の影響による、通常では生じ得なかった掛かり増しの経費について、因果関係を確認した上で個別に補償します。

手続方法

原則、次の電子申請フォーム（URLまたはQRコード）からお申し込みください。

電子申請が困難な場合は、別添の申込書に所定事項を記入の上、次ページの必要書類を添付し、申込窓口（4ページ）に提出または郵送してください。

なお、ご提出いただいた書類に不備等がある場合や聞取りが必要な場合がありますので、必ず連絡先を記入してください。

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=105372



営 業 補 償

必要書類：（第1回で提出済の書類は不要です）

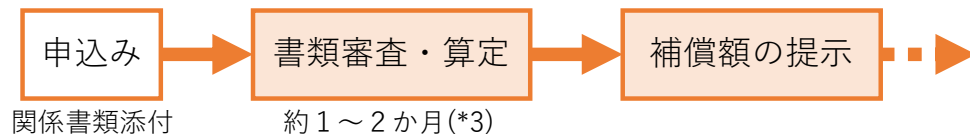
- ①事故前及び事故後の2事業年度分の申告書類等の写し(*2)
- ②交通規制の影響による通常では生じ得なかった掛かり増し経費の状況が分かる書類（該当のある事業者のみ）
- ③振込口座登録依頼書
- ④申込者の本人確認書類（運転免許証等 個人事業主のみ）

申込期間

区 分	対 象	申 込 期 間
第1回	令和7年1～6月分	令和7年8月25日（月） ～10月31日（金）
第2回	令和7年7～10月分	令和7年11月4日（火） ～令和8年1月30日（金）
第3回	令和7年11月以降分	別途お知らせします。

上記区分で申込みができない場合はご相談ください。

補償までの流れ



留意事項

- *1 埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準をいう。
- *2 申告書類等の写しとは、次の書類をいう。
 - ①法人の場合
 - ・法人税の確定申告書別表一の控え
 - ・法人事業概況説明書の控え
 - ・損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳明細を含む。）
 - ・製造原価報告書（製造業の場合）
 - ・売上高と売上原価（製造原価）の状況が分かる帳簿類（売上帳や仕入帳等）の写し
 - ②個人事業主の場合
 - ・令和6年所得税の確定申告書第一表の控え
 - ・令和6年所得税青色申告決算書（青色申告の場合に限る。）
 - ・売上高や売上原価（製造原価）の状況が分かる帳簿類（売上帳や仕入帳等）の写し
- *3 提出書類等に不備がある場合は、お支払まで通常よりもお時間を要します。

電気代等の補償

趣 旨

事故現場周辺で長期間にわたって生活や事業に影響を及ぼしている臭気のために、窓を開けて換気ができない、洗濯物が外に干せない等の事情で、室内エアコン、洗濯乾燥機、空気清浄・脱臭機を通常よりも稼働させて生じた電気代等について、前年同月と比較して増してかかった金額を損失として補償します。

対 象 者

令和7年1月29日から同年8月1日までの間、陥没箇所から概ね200メートルの範囲または前面道路が工事による交通規制の範囲内となった敷地に居住する世帯及び所在する事業所の代表者を対象とします。（範囲は5ページ）

なお、上記以外の方については、被害が生じている場合は、個別の相談に応じます。

対象期間

令和7年1月29日から埼玉県下水道事業管理者が別に定める日（現時点では破損した流域下水道管の仮復旧工事が完了するまでの間と想定しています。）までの間とします。

区分と補償額

区 分	補償額の算出方法
住民・事業者 電気代、ガス代(*1)	対象期間において、対象範囲に居住（事業所にあつては所在）をしていた期間に応じて、電気またはガスの使用に対し供給事業者から請求のあった料金と、その請求がなされた月の前年同月の同料金とを比較し、増加がある場合にはその差額を臭気対策のために通常より増してかかった費用とみなします。

手続方法

原則、次の電子申請フォームからお申し込みください。

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=106306



電子申請が困難な場合は、別添の申込書（第2回申込み、第1・2回併せて申込みで様式が異なります）に所定事項を記入の上、必要書類を添付し、申込窓口（4ページ）に提出または郵送してください。

必要書類
①電気・ガス供給事業者からの料金明細(*2)（当月分及び前年同月分(*3)）の写し
②振込口座登録依頼書
③申込者の本人確認書類（運転免許証等）

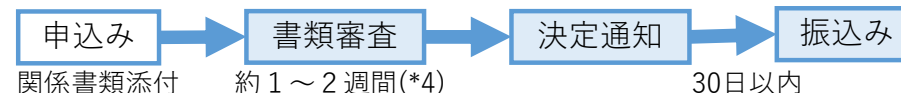
ご提出済みの方は不要です。

申込期間

区 分	対 象	申 込 期 間
第1回	令和7年1月29日を含む請求分から8月請求分まで	令和7年8月25日（月）～9月30日（火）
第2回	令和7年9月から12月請求分まで	令和8年1月5日（月）～1月30日（金）
第3回	令和8年1月請求分以降	別途お知らせします。

第1回の申込みが間に合わなかった方は、今回、第1回分と第2回分を合わせてお申し込みください。

補償までの流れ



電気代等の補償

留意事項

- *1 ガス代についてはガス機器により臭気対策を行っている場合に限り
ます。申込時に機器の製造会社、製品名及び型番を記載いただくと
ともに、実物写真を添付してください。
- *2 補償対象期間に係る電気・ガス供給事業者からの料金明細について、
既に破棄した等でお手元にない場合、①委任状による当方からの代理
請求、②契約者ご本人又はご家族からの請求 のいずれかにより取得い
ただが必要があります。（実情としてはほとんどの供給事業者が②の
みの対応です。）今回配布しましたお知らせの裏面に、主な電力供給
事業者の対応を記載しております。こちらに記載がない事業者につい
ては、お手数ですが、お申込みの前に当方までご相談いただきますよ
うお願いします。
- *3 令和6年2月以降に現住所へ転入された場合や、前年同月と世帯人
数が異なる場合等、前年同月との比較ができない場合には、個別相談
に応じますのでお申し出ください。
- *4 *2、*3の場合は、お支払いまで通常よりもお時間を要します。

申込窓口

- 原則として、電子申請フォーム（説明ページにあるURLまたは
QRコード）からお申し込みをお願いします。
- 電子申請が困難な場合は、各申込書に所定事項をご記入の上、
関係書類を添えて、下記の受付窓口へ提出または郵送してください。

**窓口が混み合いますので、お手数ですが以下いずれかの方法で
事前に予約をお願いいたします。**

電 話：近隣住民専用ダイヤル（県庁内）
平日午前9時～午後5時

窓口予約用電子フォーム：

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplayResult

「キーワードで探す」

→「現地対策本部補償申込窓口予約」でキーワード検索

→ご希望の月のフォームを選択しメールアドレスを入力

→受信したメールに記載のURLから手順画面へ

→氏名等の必要事項を入力し、希望の時間枠を選択してください



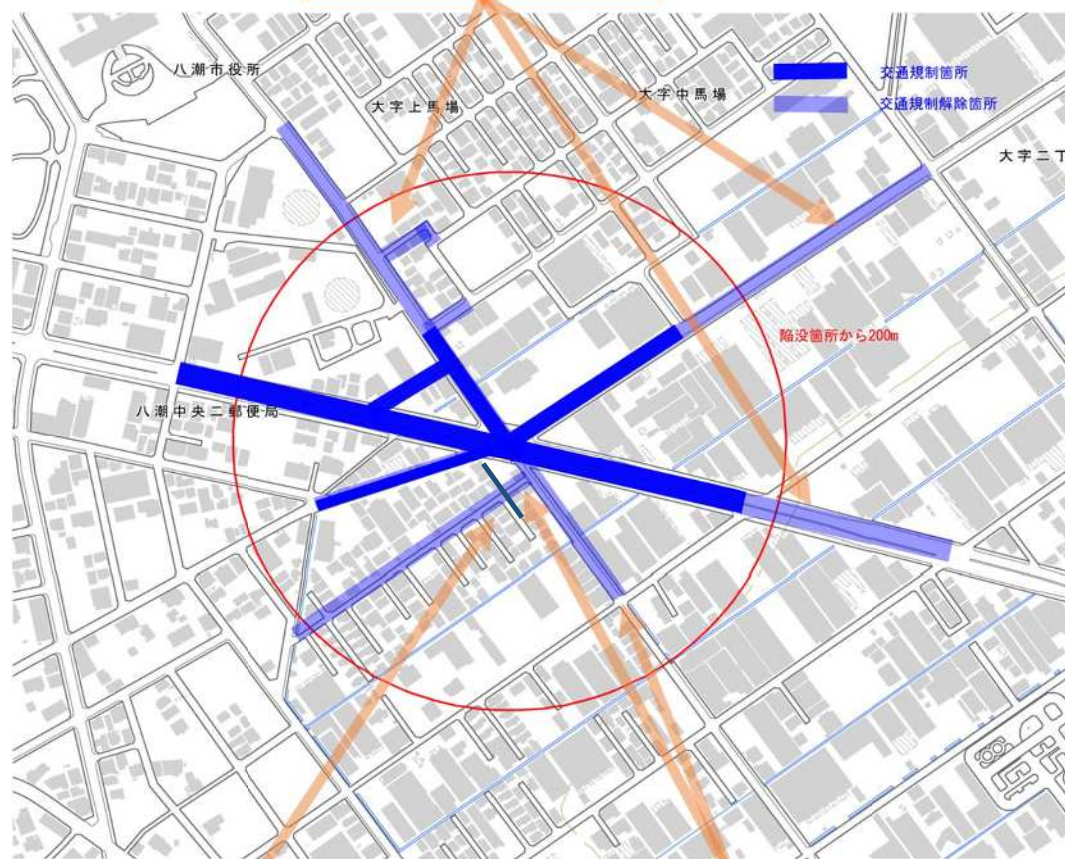
埼玉県八潮新都市建設事務所内
埼玉県下水道局
現地対策本部補償担当
〒340-0812
八潮市中馬場52-2

補償の範囲（営業補償、電気代の補償）

交通規制解除

令和7年7月1日

出典：国土地理院ウェブサイト
(地理院地図を加工して作成)



交通規制解除

令和7年2月17日

交通規制解除

令和7年10月1日

対象範囲となる区域（営業補償）

町 名	番 地
大字二丁目	(規制継続中)※12月2日修正 448～451-1、478～484、486～491、534、921-1、921-5、922-1、 923-1～3、923-9、924-5～14 (10月1日解除) 485-3、927-1、928-1、928-9、954-2～12 (7月1日解除) 413-2、416、417-1、435、438-1、439-1、452-1、467～476、 496～503-3、504-2～3 (2月17日解除) 917-2、917-6～9、918-1、919、919-6、919-10、921-3、922-2、 923-7、924-16～21、928-4～8、928-10～14、930-1、930-10～17、 931-1、931-3～4、931-7、932-7～10、932-13～14、932-17～18、 933-1、934-3～7、934-9、934-12、935-5、935-10～11、936-2、 936-5～6、936-8、936-12、937-5～11、938-1、938-4～8、939-3
大字上馬場	(7月1日解除) 7-2、7-5、10-3
大字中馬場	(規制継続中) 60 (7月1日解除) 52-11～15、52-17、56-10、59-9、62-3～11
中央一丁目	(規制継続中) 3～4
中央二丁目	(規制継続中) 1-1～6、1-8(北側建物のみ)、1-17～20、1-24～26、1-32～33

対象範囲となる区域（電気代の補償）

町 名	番 地	町 名	番 地
大字二丁目	413-2、416、417-1、435、438-1、439-1、441-1、442-2、 443、443-3～14、444～452-1、467-1、468-5、470～504、 504-1～3、525-3、526～534、917～966、967-4	中央一丁目	3～4
大字上馬場	7-2、7-5、10-3	中央二丁目	1～2
大字中馬場	28、29-1、34-1、35-2、35-6、37-7～12、40(道路西側のみ)、 41-5、42、44、44-1、44-13、44-15、44-20、45、45-3、45-5、 45-9、46-1～3、46-5、47-6、49-1、50-1、51～60、62-3～11	八潮一丁目	1

電子申請フォームによる申込みについての補足資料

1 フォームへのアクセス方法

補償の説明ページに掲載されている電子申請のURLまたはQRコードから、直接各申し込み手続きのページにアクセスをお願いします。

※「埼玉県電子申請・届出サービス」というシステムを使用していますが、補償のお申し込みは、同システムの「手続き検索」では出てきません。

(参考) 埼玉県電子申請・届出サービス トップページ
※ ここからは各申し込み手続きの検索はできません
<https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/>



2 利用者登録

アクセスいただくと、利用者登録をせずに申し込むか、利用者登録をされている方はID等を入力する画面になります。

利用者登録は任意ですので、登録されない方は「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

お進みいただくと、連絡先メールアドレスを入力する画面になります。入力完了後に届くメールに記載されているURLにアクセスいただき、お申し込みを続けてください。

3 添付ファイルの設定

各申し込みの中では、画像などの電子ファイルを添付いただきます。

どのような添付ファイルが必要となるかは、「申込書」の様式から、あらかじめご確認いただくとスムーズです。また、電子申請では「振込口座登録依頼書」に代えて口座情報を入力いただくため、口座情報の分かる通帳やキャッシュカードの写し（写真など）の添付も必要となります（初回のみ）。

【ファイル添付の手順】

添付書類のアップロード（世帯の方、個人事業主の方）
選択肢の結果によって入力条件が変わります 添付ファイル 必須

① ファイル添付が必要な項目には「添付ファイル」ボタンが表示されますので、こちらをクリックします。

② ファイル選択画面に移りますので、「ファイルの選択」をクリックし、添付するファイルを選択します。

③ 「ファイルの選択」後、「添付する」をクリックすることで、ファイルが添付されます。（1ファイルごとに、「添付する」のクリックが必要です。）

④ 「入力へ戻る」で、申込画面に戻ります。

電子申請フォームによる申込みについての補足資料

4 入力内容の一時保存

入力の途中で、入力内容の一時保存ができます。申込画面の最下部にある「入力中のデータを保存する」をクリックしてください。

<特にご注意ください点>

パソコンの場合

- ・添付ファイルは、一時保存ができません。
(パソコン上にテキストファイル(XML形式)の形で保存される仕組みのため)

スマートフォンの場合

- ・一時保存期間は7日間です。(7日間は電子申請システム上に保存されます)
- ・閲覧履歴の削除などでcookieデータを削除してしまった場合は、一時保存されたデータにアクセスできなくなります。

↓ 入力中のデータを保存する

5 一時保存した内容の読み込み

パソコンの場合

- ①最初に届いたメールに記載のURLをクリックするか、24時間経過後であれば再度1、2の手順をたどり、申込画面まで到達しましたら、最下部にある「保存データの読み込み」をクリックしてください。

↑ 保存データの読み込み

- ②ファイル選択の画面になりますので、パソコン上に保存された該当のファイルを選択してください。

スマートフォンの場合

- ①同じ端末から、以下いずれかの方法で「埼玉県電子申請・届出サービス」にアクセスしてください。
 - ・最初に届いたメールに記載のURLを開く(申込画面が開きます。24時間経過後は期限切れエラーになりますが、エラー画面から「ホーム」に飛ぶことができます)
 - ・前ページ右上の二次元コードから開く(「ホーム」(トップページ)が開きます)

- ②右上のメニューを開くと、一番下に「一時保存読込」の選択肢が出てきます。こちらをクリックし、該当の手続きを選択して入力を再開してください。

※「一時保存読込」が表示されない場合があります。

その場合は、メニューの任意の選択肢を選ぶか、または「ホーム」をクリックして、ページを移動させてから、メニューを再度開いてみてください。

例：「ホーム」の画面

